

令和6年 第8回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年8月9日（金）												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時29分												
応招委員	<table> <tr> <td>1番 檜山 幸子</td><td>7番 田渕 智之</td></tr> <tr> <td>2番 山中 幸子</td><td>8番 北山 政士</td></tr> <tr> <td>3番 難波 基訓</td><td>9番 近藤 克己</td></tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td><td>10番 川口 肇司</td></tr> <tr> <td>5番 正影 博一</td><td>11番 竹下 桂輔</td></tr> <tr> <td>6番 河中 司</td><td></td></tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員	—												
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第10号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第11号 農地法第3条の規定による許可後の取りやめについて
日程第5	報告第12号 農地法第4条の規定による許可後の取りやめについて
日程第6	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第31号 非農地証明願について
日程第8	議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議題第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田渕 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第8回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、7番 田渕 智之 委員、8番 北山 政士 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の49番から51番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第8回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第10号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号49、所在、●●、田、他計3筆、7, 387㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号50、所在、●●、田、他計5筆、8, 236㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号51、所在、●●、田、他計5筆、8, 236㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上3件です。
会長 川口	続いて、日程第4 報告第11号 農地法第3条の規定による許可後の取りやめについて、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案4ページをお開きください。 報告第11号 農地法第3条の規定による許可後の取りやめについて。 番号1、所在、●●、田、他計2筆、2, 835㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、取りやめ事由、譲渡人の事情が変わり、

会長 川口	娘が帰郷し、耕作を行うこととなったため、所有権移転の取りやめを行うもの。 以上1件です。
事務局長 角田	続いて、日程第5 報告第12号 農地法第4条の規定による許可後の取りやめについて、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
会長 川口	議案5ページをお開きください。 報告第12号 農地法第4条の規定による許可後の取りやめについて。 番号1、所在、●●、田、他計5筆、27㎡。 申請人、●●、転用用途、営農型太陽光発電施設、取りやめ理由、資金面などの事情が変わり、一時転用の取りやめを行うもの。 以上1件です。
事務局長 角田	これをもって報告を終わります。 日程第6 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の36番から39番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案6ページをお開きください。 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号36、所在、●●、畑、177㎡。 譲渡人●●、譲受人●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、5,257㎡、通作距離、0.8km、農機具、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台。 番号37、所在、●●、田、他計2筆、746㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。 取得後の耕作面積、4,457.36㎡、通作距離、0.5km、農機具、トラクター1台。 番号38、所在、●●、田、他計2筆、573㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、1,915㎡、通作距離、1.0km、農機具、耕運機1台。 番号39、所在、●●、田、他計11筆、9,531㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。 取得後の耕作面積、9,531㎡、通作距離、17.0km、農機具、耕運機1台、田植機1台。

会長 川口	以上、4件です。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案30号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第7 議案第31号 非農地証明願について、この議案の17番から19番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案8ページをお開きください。 議案第31号 非農地証明願について。 番号17、所在、●●、田、他計8筆、5, 377㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、20年以上前から耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号18、所在、●●、畑、他計2筆、750㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、20年以上前から耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●● 番号19 所在、●●、畑、760㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、40年以上前から耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 以上3件です。 去る7月29日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。

委員 会長 川口 事務局長 角田	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」 ご異議なしと認めます。 よって議案第31号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第8 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案8番と14番から17番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案9ページをお開きください。 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号8、所在、●●、畑、452㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅1棟、107.44㎡、転用事由、現在アパートで生活しているが、子供の成長に伴い手狭となり、将来のことを考え職場に近い申請地に住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、2,300万円、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 番号14、所在、●●、田、他計4筆、539㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅1棟、104.34㎡、駐車場1棟、27㎡、進入路、140㎡。 転用事由、現在、妻の実家に居住しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を父から譲り受け、住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、4,000万円、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 番号15、所在、●●、田、他計3筆、1,026㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、特定建築条件付売買予定地5区画、転用事由、申請地は、小中学校や町役場が近く、周囲も住宅地化が進んでおり、宅地に適しているため、特定建築条件付売買予定地として、宅地造成するもの。 資金計画、自己資金、9,800万円、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。
---------------------------------------	--

	番号１６に関しては番号１５と同一案件になります。 番号１６、所在、●●、田、３１４㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、以下は番号１５と同条件となります。 番号１７、所在、●●、田、４０２㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、住宅１棟、１０１．８４㎡、転用事由、現在の自宅が老朽化したため、申請地を子から借受け、自己の居住用の住宅を建築するもの。 資金計画、自己資金、１，７００万円、●●水利組合、●●土地改良区、承諾。 以上、５件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、９番 近藤委員。
近藤 委員	農地部会の方で現地確認させていただきまして問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第３２号 農地法第５条の規定による許可申請については、８番と１４番から１７番までの案件は、承認することに決定しました。 日程第９ 議案第３３号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案１１ページをお開きください。 議案第３３号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

	画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、22筆、33,073㎡、再設定、2筆、3,000㎡、計24筆、36,073㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第33号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第10 その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 角田	それではお手元に資料配布していますが、●●が新しくなるということで、皆様ご存じかもしれませんが●●の裏と西面ということで予定されております。●●開業予定ということで予定されております。これから色々な許可、認可が取れ次第、造成、建築ということになっております。後についてはご覧になってもらえればと思います。
会長 川口	協議する内容については？
事務局長 角田	今の時点では排水が●●の西側にあって敷地内を通っていて真南に下って最終的に古小川に入る計画になっております。
会長 川口	開発審議会と一緒に農業委員会で協議することになったということですか。
主任 山崎	付けている開発区域は県に提出した写しなので。
会長 川口	今の排水計画等は開発審議会では協議をしないといけないのを農業委員会で協議する必要があるのかを聞いています。
北山委員	開発審議会と審議するのか、農業委員会単独で協議するのかをはっきり

	した方がいいと思います。地下へプールを拵えてそれが自然に古小川に流れていくことは分かりますけど、ただそれだけのことを協議するのか、大雨が降る等で心配だから排水等について協議するのか。図面を見たただけだとさっぱり分かりません。この敷地内だけの図面だから排水で出て行くところが、どれくらいの水路がついて捌けていくのかが分からないので。
柳井委員	図面を出しただけということですか。
近藤委員	そういうことだと思います。
会長 川口	前もって農業員会に次の案件を報告する必要がある。
近藤委員	今回はお知らせだけで審議はないということですか。
事務局長 角田	はい。
会長 川口	その他で協議をするということを事務局から言われたので、何を協議するのか何を出しているのか示してくれないと協議のしようがないです。
事務局長 角田	こういった案件が出るという報告だけになります。すいませんでした。
会長 川口	以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。会議を閉会します。これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和6年第8回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）